

ビジネスプラス InfoSphere MNO 接続サービス  
利用規約

2024 年 5 月 1 日版

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

## 目次

目次 .....	1
第 1 章 総則 .....	2
第 1 条 (利用規約の適用) .....	2
第 2 条 (利用規約の変更) .....	2
第 3 条 (用語の定義) .....	2
第 4 条 (サービスの種別) .....	2
第 5 条 (サービスの提供区域) .....	2
第 6 条 (サービスの提供条件) .....	2
第 7 条 (IP アドレスの割り当て) .....	2
第 8 条 (第三者への委託) .....	2
第 9 条 (他社サービスの利用) .....	3
第 10 条 (サービスの終了) .....	3
第 2 章 契約 .....	3
第 11 条 (契約の単位) .....	3
第 12 条 (契約申込) .....	3
第 13 条 (利用契約の成立) .....	4
第 14 条 (サービス内容等の変更) .....	4
第 15 条 (契約者の地位の承継) .....	4
第 16 条 (契約者が行う利用契約の解除) .....	4
第 17 条 (当社が行う利用契約の解除) .....	4
第 3 章 契約者の義務 .....	5
第 18 条 (利用責任者) .....	5
第 19 条 (アカウント及びパスワードの管理) .....	5
第 20 条 (提供情報の維持) .....	5
第 21 条 (電子メールによる応答義務) .....	5
第 22 条 (利用基準の遵守) .....	5
第 23 条 (禁止行為) .....	5
第 4 章 サービスの制限 .....	6
第 24 条 (非常時の利用の制限) .....	6
第 25 条 (サービスの制限等) .....	6
第 26 条 (児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等) .....	7
第 27 条 (提供中止) .....	7
第 28 条 (利用停止) .....	7
第 29 条 (免責) .....	8
第 5 章 料金等 .....	8
第 30 条 (料金) .....	8
第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い .....	8
第 31 条 (データの取り扱い) .....	8
第 32 条 (データの利用) .....	9
第 33 条 (データの消去) .....	9
第 7 章 損害賠償 .....	9
第 34 条 (責任の制限) .....	9
第 35 条 (免責) .....	9
第 8 章 雑則 .....	9
第 36 条 (注意喚起) .....	9
第 37 条 (第三者利用) .....	10
第 38 条 (利用責任) .....	10
第 39 条 (お客さま情報の保護) .....	10
第 40 条 (通信の秘密の非開示) .....	10
第 41 条 (準拠法・管轄裁判所) .....	10
第 42 条 (分離可能性) .....	10
付則 .....	10
別紙 1 (用語の定義) .....	11
別紙 2 (サービスの種類) .....	12
【1 基本サービスの種類】 .....	12
MNO 接続サービス .....	12

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、ビジネスプラス InfoSphere MNO 接続サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づきビジネスプラス InfoSphere MNO 接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

3 本サービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する「ビジネスプラス」を通じて申し込んだ契約者のみが利用することができます。

4 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を通じて本サービスを申し込んだ契約者に本サービスを提供することのみに対して責任を負います。本サービスの利用の対価である利用料金についてはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がその責任を負い、利用料金に関して当社に問い合わせることはできません。

5 本サービスを利用するためには、株式会社NTT ドコモが提供するデータ通信サービスの契約が別途必要です。

6 契約者は利用規約及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が定める「ビジネスプラス利用規約」を遵守して、本サービスを利用するものとします。

### 第2条 (利用規約の変更)

当社は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときであっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

別紙 1（用語の定義）のとおりとします。

### 第4条 (サービスの種別)

当社が本サービスにおいて提供する基本サービスは別紙 2 のとおりとします。

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）のとおりです。

### 第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内であって、株式会社NTT ドコモがサービス提供する地域での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

2 本サービスにおける責任分界点は、ネットワークセンタ又は当社が提供する端末設備とします。

3 責任分界点の詳細は、サービス仕様のとおりです。

### 第6条 (サービスの提供条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様にて定めるとおりとします。

2 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器又はソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

3 契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等（以下「契約者設備等」といいます。）に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等の接続がサービス仕様にて定める技術基準等に適合するかどうかの検査を求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

4 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。

### 第7条 (IP アドレスの割り当て)

契約者が使用する IP アドレスは当社が指定するものとし、契約者はこれを使用して本サービスを利用するものとします。

2 契約者は、前項により指定された IP アドレスを当社の指定する本サービス以外で利用してはならないものとし、本サービスの利用が終了したときはただちに使用を中止するものとします。

3 当社は、サービス提供上必要な場合には、指定した IP アドレスの変更が行うことができるものとします。この場合、当社は契約者に対して、3ヶ月前までに通知するものとします。

### 第8条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの利用契約の申し込み（契約内容の変更及び解約の手続きを含みます。）にかかわる業務をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に委託することができるものとします。

2 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

#### **第9条 (他社サービスの利用)**

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

#### **第10条 (サービスの終了)**

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含みます。）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 ヶ月前までに通知します。

3 当社は、前項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

4 前 2 項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時からすみやかに契約者に通知するものとします。

5 当社は、第 2 条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## **第 2 章 契約**

#### **第11条 (契約の単位)**

本サービスは、一つの基本サービス毎に一つの本サービスの提供に関する契約(以下「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

#### **第12条 (契約申込)**

本サービスの利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から契約者へ提示される「ビジネスプラス利用規約」（以下「ビジネスプラス利用規約」といいます。）に基づく契約に基づき、本サービスの利用申込を行います。

2 申込者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提示する重要事項説明書に記載された内容に同意のうえ利用申込をするものとします。

3 第 1 項で定める利用申込の際、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への契約申込の内容と、当社への利用申込の内容に齟齬がある場合、申込者は契約申込の内容を修正しなければなりません。

4 本サービスを利用するためには、当社に対する利用申込だけでなく、契約者の責任で株式会社 NTT ドコモとデータ通信サービスの契約を別途締結する必要があります。

5 契約者が株式会社 NTT ドコモとデータ通信サービス契約を締結していなくても、本サービスの利用契約は有効に成立します。ただし、株式会社 NTT ドコモとデータ通信サービス契約を締結していない場合であっても、その不利益は契約者が負い、利用規約で定める契約者の義務を負わなければなりません。

6 契約者（申込者を含み、以下本条において同じとします。）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込み、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

7 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

8 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提

供を停止することができるものとします。

9 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

10 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

#### **第13条 (利用契約の成立)**

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) ビジネスプラス利用規約に基づく契約の申込時の通知内容に虚偽又は不備があり又はそのおそれがあるとき

(2) 契約者が、日本国法に基づき設立された法人ではないとき又はその主たる事務所が日本国内にないとき

(3) 契約者がビジネスプラス利用規約第 15 条に定める利用料金その他の債務（ビジネスプラス利用規約に基づく契約に基づく債務に限られず又エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます。）の履行を現に怠り又は怠るおそれがあるとき

(4) ビジネスプラス利用規約に基づく契約又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の他の契約に違反し又は違反するおそれがあるとき

(5) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は当社の技術的に困難なとき又は保守することが困難である等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が契約者として不適切と判断したとき

(7) 契約者が第 28 条（利用停止）第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(8) 契約者が過去に第 28 条（利用停止）第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(9) 契約者の申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他契約者の申込みの意思を確認できないとき

(10) 第 12 条（契約申込）第 10 項に定める審査の結果、当社又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の定める審査基準を満たさないとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

#### **第14条 (サービス内容等の変更)**

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別途定める方法により 7 営業日前までに変更を申し込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第 12 条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第 1 項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は変更の申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者に対しその旨を通知します。

#### **第15条 (契約者の地位の承継)**

契約者は、利用規約に基づく権利義務のすべて又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

#### **第16条 (契約者が行う利用契約の解除)**

契約者が利用契約を解除するときは、ビジネスプラス利用規約に従い、解約の 7 営業日前までに解約手続きをします。

2 契約者が利用契約を解除するとき又は次条により利用契約が終了したときは、契約者の責任で株式会社 NTT ドコモが提供するデータ通信サービス契約の解除も行う必要があります。これを怠ったことによる不利益は、契約者が負うものとします。

#### **第17条 (当社が行う利用契約の解除)**

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第 28 条（利用停止）第 1 項及び第 2 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第 28 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者がビジネスプラス利用規約に基づく契約を解除されたとき

(4) 第 27 条（提供中止）第 1 項第 4 号から第 6 号の事由に該当したことにより本サービスの提供が中止されたとき

(5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第 3 章 契約者の義務

#### 第 18 条 （利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項をいいます。）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

#### 第 19 条 （アカウント及びパスワードの管理）

契約者は本サービスの利用にあたり提供されるアカウント（契約者 ID、ネットワーク ID を含むすべてのアカウント又は ID のことをいい、以下同じとします。）及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 アカウント及びパスワードを用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

#### 第 20 条 （提供情報の維持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### 第 21 条 （電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

#### 第 22 条 （利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

#### 第 23 条 （禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為

(2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為

(4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。

(5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

(6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

(7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、又はそれらのおそれのある行為。

- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供したりする行為、あるいはそのおそれのある行為
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
- (22) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用したりする行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第28条（利用停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができます。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第28条（利用停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

## 第4章 サービスの制限

### 第24条（非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

### 第25条（サービスの制限等）

当社は、第24条（非常時の利用の制限）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報（以下「契約者管理データ等」

といえます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社の設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

#### **第26条 (児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等)**

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことができるものとします。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても 閲覧できない状態に置くことができるものとします。

3 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェアのことをいいます。）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」といいます。）に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。ただし、当該制限等は、契約者が当社所定の手続により設定変更を申し出た場合は中止できるものとします。

4 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃により、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&C サーバ等」といいます。）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることができるものとします。

5 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報、不正利用、サイバー攻撃等を完全に遮断することを意味するものではありません。

#### **第27条 (提供中止)**

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき
- (4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がビジネスプラスに関するサービスの全部又は一部を提供中止、提供中断又は廃止したとき
- (5) 当社がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からビジネスプラスの登録を停止されたとき
- (6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は当社がビジネスプラス サービス提供契約を解除したとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

3 当社は、本条に基づき本サービスの全部又は一部を提供中止したことにより、契約者に損害が生じたとしても、その責任を負いません。

#### **第28条 (利用停止)**

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 前条第1項各号に該当する事由があるとき
- (3) 第3章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (4) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません。）を与えたとき
- (5) 契約者設備等に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない契約者設備等を取りはずさなかったとき
- (6) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき



- (7) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対する本サービスに関する利用料金の支払いを怠ったとき
- (8) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社よりビジネスプラスの全部又は一部が提供停止されたとき
- (9) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (10) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (11) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、契約者が次の各号に該当する行為をおこなったとき、次の各号に定める措置を行うことができるものとし、また、当該行為を繰り返すときは、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

(1) 電子メールを一時に大量に送信することで、直接又は間接に当社が提供するサービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。

(2) 契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスがあるサーバを設置したり、ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用したりするなどして、本サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。

(3) 当社のネームサーバー（DNS）に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信し、当社のネームサーバー（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に応答しない措置を当社のネームサーバー（DNS）に講ずることができるものとします。

3 第1項及び第2項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、契約者が第1項及び第2項各号に該当したときは、第1項及び第2項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

6 当社は、本条に基づき本サービスの全部又は一部を利用停止したことにより、契約者に損害が生じたとしても、その責任を負いません。

#### **第29条（免責）**

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

## **第5章 料金等**

### **第30条（料金）**

本サービスの料金は、ビジネスプラス利用規約の通りとします。

2 契約者は、ビジネスプラス利用規約に基づく契約に従い、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社へ本サービスの利用料金を支払います。

3 契約者は、株式会社NTTドコモが提供するデータ通信サービスの契約を締結していない場合であっても本サービスの利用開始日から本サービス利用料金を支払う義務が発生し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社へ本サービス利用料金を支払う必要があります。

## **第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い**

### **第31条（データの取り扱い）**

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとし、

#### **第32条 (データの利用)**

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとし、ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、確認、利用、その他の措置、または第三者に開示、提供はしないものとし、

#### **第33条 (データの消去)**

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、また、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

## **第7章 損害賠償**

### **第34条 (責任の制限)**

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとし、

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとし、

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとし、

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み、以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用料金（ビジネスプラス利用規約で定める本サービスの利用料金のことをいいます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

### **第35条 (免責)**

第34条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとし、

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第34条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとし、

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

## **第8章 雑則**

### **第36条 (注意喚起)**

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウイルス、マルウェア感染等（以下「サイバー攻撃等」といいます。）による異常な通信の発生又はそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとし

ます。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法に規定するものをいいます。）により当社の電気通信業務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります

4 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

#### **第37条 （第三者利用）**

契約者は、本サービスを第三者に利用させてはなりません。

2 前項に違反した場合、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項に違反した場合、契約者は第三者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

#### **第38条 （利用責任）**

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

#### **第39条 （お客さま情報の保護）**

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

#### **第40条 （通信の秘密の非開示）**

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

#### **第41条 （準拠法・管轄裁判所）**

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第42条 （分離可能性）**

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **付則**

この利用規約は、2024年5月1日から実施します。

## 別紙 1 (用語の定義)

用語	用語の意味
ビジネスプラス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が本サービスの利用契約の申込み（変更、解約の手続きを含みます。）を取次ぎ又は本サービスを継続的に利用することができる権利に基づき当社が申込者に本サービスを提供すること。また、その一連の仕組みのこと。
ビジネスプラスサービス提供契約	ビジネスプラスで、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間で締結されている契約のこと。
ビジネスプラス利用規約	ビジネスプラスで、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と契約者との間で適用される規定のこと。
ネットワークセンタ	ルータ等のネットワーク接続装置をはじめとする当社の電気通信設備が設置される当社の管理する施設。
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続するための電気通信設備。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
IP アドレス	インターネットプロトコルで定められている 32 ビットのアドレス。
契約者 ID	当社が契約者に対し付与する契約者を識別するユニークな ID のこと。
ネットワーク ID	当社が契約者に対し付与するログイン名、又は当社が契約者に対し 1 契約ごとに付与する回線識別子。
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する接続パスワード
IP (Internet Protocol)	インターネットの標準的な通信プロトコルで、IP パケットのルート決定等を行うものです。IP バージョン4 と IP バージョン6 が存在しますが、本書では IP バージョン4 を指示する場合は「IPv4」、IP バージョン6 を指示する場合は「IPv6」と表記します。IP と表記する場合は IP バージョン4・IP バージョン6 の両方を指示します。IPv4はRFC791、IPv6はRFC2460によって定義されます。
RFC (Request For Comments)	TCP/IP に関連するプロトコルや、オペレーションの手順などを定めた標準勧告文書です。IETF が管理、発行しています。
プロトコル (Protocol)	コンピュータ同士の通信をする際の手順や規格のことを指します。情報を送り出す端末の選定、データの形式、パケットの構成、エラーの対処などを取り決めた通信の約束事です。
ベストエフォート	通信ネットワーク内においてユーザの利用帯域を固定的に確保し、品質を保証するのではなく、利用帯域を確保しないが、エンド・エンドにおいて再送手順により、ある程度の品質をリカバリさせる通信形態です。

## 別紙 2 (サービスの種類)

## 【1 基本サービスの種類】

## MNO 接続サービス

サービスの種類	サービス概要
Xi コース IP1 タイプ	(1) 株式会社 NTT ドコモが提供するデータ通信サービスのご契約が必要です。 (2) サービス提供地域は株式会社 NTT ドコモがサービス提供する地域です。 (3) 利用可能な通信の種類は株式会社 NTT ドコモが定める範囲内に限定されます。 (4) IP1 タイプで使用する IP アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。 (5) 常時接続、最高速度及び帯域については、保証しません。
5G コース IP1 タイプ	(1) 株式会社 NTT ドコモが提供するデータ通信サービスのご契約が必要です。 (2) サービス提供地域は株式会社 NTT ドコモがサービス提供する地域です。 (3) 利用可能な通信の種類は株式会社 NTT ドコモが定める範囲内に限定されます。 (4) IP1 タイプで使用する IP アドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。 (5) 常時接続、最高速度及び帯域については、保証しません。